生活環境推進員研修会資料の概略について

生活環境推進員の皆様には，ごみの減量化やリサイクル，環境美化などの制度を地域で周知・啓発を行っていただきたいと考えています。

また，不法投棄や野焼きでは市や警察などの関係機関と連携をお願いしたいと思います。

　本年度は，研修会で説明できませんので概略を説明させていただきます。

【生活環境推進員の手引き】

１　ごみの減量化，リサイクル，正しい出し方の啓発（２ｐから）

資源化できるごみも分別されていないと燃やしたり埋立てることとなります。ごみが増えると処理工場の能力や埋立処分場の容量が足りなくなりますので，施設の改修などに何億という費用が必要となります。

ごみの減量化やリサイクル奨励制度について啓発チラシなどで周知をお願いします。

①　生ごみ減量対策協力者報償金制度

②　資源集団回収支援制度

③　雑がみ分別ガイド

２　生活環境保全，地域環境美化の啓発（６ｐから）

ごみステーションの制度

１．補助金

　　設置や修繕等費用の４分の３を補助しています。

　　必ず事前に環境施設課にご相談ください。

２．収集されなかったごみがある場合

　　黄色のステッカーは，収集しない理由を書いて貼っております。

　　赤いステッカーは，市が収集していないごみに貼っています。

　　出された方が気付くように２週間は，様子を見てください。

３．啓発

　　ごみステーションの管理や運営についてルールを話あってください。

　①　ルール明文化

　②　出前講座の活用

　③　啓発冊子の活用

３　地域清掃の協力（１０ｐから）

　地域で道路や公園，河川などの公共用地の清掃活動で発生したごみは，

市が無料で回収していますが，家庭ごみの回収とルールが違います。

１．分別

　　地域清掃ごみの分別は，草木やタバコなどの「もやすごみ」とビン・

　缶などの「もやさないごみ」の２分別です。

　　もやすごみは，４５ℓの透明袋に入れるか，長さ１メートル・直径

　４０cm以内に束ねて縛ってください。枝木は太さ７ｃｍまでのものは回

　収できます。

２．回収方法

　　地域清掃ごみ回収方法は発生したごみの量で変わります。

　①　三原地区１０袋，本郷久井大和地域２０袋より多い場合

　　（多量）地域清掃活動ごみ回収依頼連絡票を同封していますので，FAX

　　や電話での連絡するときの参考にしてください。

　②　三原地区１０袋，本郷久井大和地域２０袋以下の場合

　　　地域のごみステーションで家庭ごみの収集と同時に回収します。

　　　家庭から出たもやすごみと区別するため緑色の地域清掃用ごみ処理

　　券を貼ってください。

３．地域清掃用の処理券と透明袋

　　推進員または地域の代表者にお渡ししています。

　　処理券は１度に５０枚，透明袋は１年度に１００枚までお渡します。

４．側溝・河川の土砂などの回収

　　土木整備課が窓口です。土のうなどの入れ物に入れてください。

　　保険や草刈機の燃料，替え刃などの支援制度があります。事前

　に手続きしてください。

４　不法投棄，野焼き防止の啓発（１２ｐから）

　　不法投棄と野焼きを発見したら関係機関に連絡してください。

　　また，啓発資料がありますので地域で啓発をお願いします。

　　①不法投棄禁止の看板（環境施設課）

　　②ポイ捨て・路上喫煙禁止啓発チラシ（生活環境課）

　　③啓発用のぼり端（生活環境課）

　　④野焼き防止用チラシ（生活環境課）

**【三原市ごみ出し支援事業】**

三原市では，障害や高齢等の健康上の理由によりごみを地域のごみステーションに出すことが困難な方を対象にごみの戸別収集を行なっています。

毎週１回ごみを玄関で回収し処理工場に直接持ち込みます。

ごみが出ていない場合は，安否確認も行います。

周知用のチラシを同封していますので，地域での周知にご利用ください。

※ごみ出しも運動や地域参加の一つになります。支援が必要か迷ったら福祉

　事業者に相談してください。

**【ごみの捨て方でお願いしたいこと】**

発火性・有害ごみの捨て方

スプレー缶やライター，電池，モバイルバッテリーを使用した家電類は，収集車や工場の機械で圧力がかかると発火することがあります。

また，乾電池は，袋の中でショートして発火する場合があります。必ず絶縁してあることが分かる色つきビニールテープで絶縁してください。

　工場の中は燃えやすい石油製品がたくさんあります。県内の自治体で工場火災が発生していますし，三原市では，収集車で火災が発生しています。

　工場が壊れると，何ヶ月もごみの受入れができなくなってしまいます。

安易に他のごみと混ぜて出すことが無いように，啓発チラシでの周知をお願いします。

新型コロナウィルス感染症対策のためのごみの捨て方

ごみ出しによる感染の拡大を防ぐために気を付けることがあります。

また，家庭ごみの収集は，市民生活に欠かせない事業として災害時や感染症の流行時も休むことなく実施していますが，収集員が感染症にかかると事業の継続ができなくなります。

感染の拡大を防ぐため，啓発チラシでの周知をお願いします。